

(案)

資料4

久水審第5号
令和4年9月28日

久喜市長 梅田修一様

久喜市水道事業運営審議会
会長 小熊秀之

久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）について（答申）

本審議会は、令和4年3月29日付け久水経第2336号をもって諮問のありました久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であると認め、ここに答申いたします。

久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）について（答申）

附 属 資 料

目 次

久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）報告書.....	1
久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）について.....	2
久喜市水道事業運営審議会条例.....	3
久喜市水道事業運営審議会委員名簿.....	4
諮問(写).....	5
久喜市水道事業運営審議会審議経過.....	6

久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）報告書

久喜市水道事業は、平成23年7月に、将来にわたり安全・安心で良質な水を安定的に供給するため、「久喜市水道ビジョン」（以下「前回ビジョン」という。）を策定し、各種事業に取り組みられてきたが、水道事業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来や、老朽化した施設の増加など、前回ビジョン策定時から大きく変化している。

厚生労働省は、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」とし、50年、100年先を見据えた水道の理想像とその理想像を実現するための具体的な施策を示した「新水道ビジョン」を策定している。

また、総務省は、地方公営企業が将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を求めている。

さらに、久喜市では、「久喜市SDGs取組方針」を令和3年7月に策定していることから、水道事業においてもSDGsの達成に寄与する取り組みを推進していくことが求められる。

このような状況のなか、安全・安心な水道水の安定供給と安定した経営を続けていくため、久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）が示され、当審議会へ意見が求められた。

当審議会では、水道事業の現状と課題を十分把握し、慎重に審議を重ねてきたところである。その結果、今後の水道事業の課題解決のための方策が「安全」「強靱」「持続」毎に適切に示されており、経営戦略においては、今後40年間における更新需要についてアセットマネジメントの手法を取り入れることにより推計し、合理的な投資・財政計画を作成していることが確認できた。このことから、久喜市水道事業がこれからも安全・安心な水道水の安定供給と安定した経営を続けていくための指針として、久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）の内容は妥当であると判断した。

なお、久喜市水道ビジョン（経営戦略）策定後においては、事業の進捗状況と効果について評価、検証を行うとともに、水需要の動向や社会情勢に注視し、水道事業の経営に大きな影響を与える変化が見られた場合には、計画の見直しが必要であるとする。

今後においても、一層の経営効率化に努め、久喜市水道ビジョン（経営戦略）で掲げられた方策が着実に実施されることを期待する。

久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）について

別添「久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）」のとおり

久喜市水道事業運営審議会条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 87 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき、久喜市水道事業運営審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、水道事業の管理運営に関する重要な事項について審議するため、久喜市水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 水道使用者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道経営課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日条例第 2 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

久喜市水道事業運営審議会委員名簿

番号	氏名	選任区分	備考
1	石井 みち子	公募による市民	
2	川島 孝	公募による市民	
3	長島 一枝	公募による市民	
4	布川 勇	公募による市民	
5	増渕 マサ子	公募による市民	
6	會田 篤	学識経験者	
7	田村 守	学識経験者	副会長
8	平林 勝博	学識経験者	
9	真久 治	学識経験者	
10	小熊 秀之	水道使用者	会長
11	杉田 栄子	水道使用者	
12	羽柴 直子	水道使用者	
13	平賀 晴美	水道使用者	
14	峯岸 豊子	水道使用者	
15	山田 恵理子	水道使用者	

(任期：令和2年10月13日から令和4年10月12日)



久水経第2336号
令和4年3月29日

久喜市水道事業運営審議会
会長 小熊秀之 様

久喜市長 梅田修一

久喜市水道ビジョン（経営戦略）について（諮問）

久喜市水道ビジョン（経営戦略）について、久喜市水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問理由

持続的、安定的に安全・安心な水道水の供給を図るため、本市水道事業のあるべき将来像とその将来像を実現するための取組みを示す「久喜市水道ビジョン（経営戦略）」について、貴審議会の意見を求めるものです。

久喜市水道事業運営審議会審議経過

回	開催年月日	審議内容
第1回	令和4年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）についての諮問 ・久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）について
第2回	令和4年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）第1章～第4章について ・水道利用加入金について
第3回	令和4年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）第5章について ・水道利用加入金について
第4回	令和4年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道利用加入金について ・久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）第6章、第7章、用語解説について
第5回	令和4年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）に対する市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施結果について ・久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）について ・答申（案）について ・久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）について（答申）